

大黒屋の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間 2025年4月1日～2029年3月31日

2 内容

目標1 女性管理職割合10%を目指します。

【取組内容】 育成プログラム等キャリア形成研修を行う

【実施期間】 2025年4月1日～2029年3月31日

目標2 計画期間内において女性社員の育児休業取得率100%を目指します。

【取組内容】 ①ライフステージに合わせた柔軟な働き方ができるよう、制度の周知を行います。
②育休に係る相談窓口を設置します。

【実施期間】 ①2025年4月1日～2029年3月31日
②2025年7月1日～2029年3月31日

【女性の活躍に関する情報公表】

公表項目	年度	率・割合
①採用した労働者に占める女性労働者の割合（雇用管理区分ごと）	2024	正社員：54.2％ アルバイト：5.7％
②男女の平均継続勤務年数の差異（雇用管理区分ごと）	2024	正社員：男性9年 女性6年 契約社員：男性1年 女性1年 アルバイト：男性2年 女性4年
③労働者の隔月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況	2024	下の「2025.3月期（労働者の平均残業時間）」の表のとおり
④管理職に占める女性労働者の割合	2024	3.03%

2025.3月期(労働者の平均残業時間)

	平均残業時間
2024年4月	5.5時間
5月	6.5
6月	7
7月	7.6
8月	7.1
9月	7.4
10月	7.3
11月	7.9
12月	7.5
2025年1月	7.6
2月	6.8
3月	7.2